

第14次 実施計画シート兼初期診断書(継続用)

事務事業の概要	事務事業名	①障がい児療育事業及び②障がい児タイムケア事業		整理No.	19	
	担当課	福祉課	事業別	<input checked="" type="checkbox"/> 非建設事業 <input type="checkbox"/> 建設事業	作成年度	平成20年度
	体系	大-中-小	Ⅲ-2-(2)障害児・者の福祉			
	施策のあらまし	① 障害の早期発見と機能回復		ページ	79	
	マニフェスト	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し				
実施期間	8 年度～ (29) 年度 (ー 年間)					
根拠法令要綱等	名称	児童福祉法、障害者自立支援法、発達障害者支援		<input type="checkbox"/> 法定受託事務	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務	
実施形態	市の実施義務 <input type="checkbox"/> 義務規定 <input checked="" type="checkbox"/> 努力規定 <input type="checkbox"/> 任意規定 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他 ()					

目的(何のために)	対象(何・誰を対象に)
①心身の発達に心配がある乳幼児・児童を対象として、(i)身体機能訓練、社会適応性の向上訓練、(ii)相談事業を行っている。 ②障がいのある乳幼児・児童を対象として、活動場所の提供と保護者の一時的休養を目的とした一時預かり事業(タイムケア事業)を行っている。	①心身の発達に心配がある乳幼児・児童 ②市内に居住し次のいずれかに該当する18歳以下の乳幼児・児童 ・身体障害者手帳又は療育手帳を持っている児童等 ・市内小中学校の特別支援学級に在籍している児童等 ・養護学校等に在籍している児童等
手段(どのような事業を実施して)	成果(どのような成果を期待するか)
①集団療育 作業療法士、保育士等による専門的指導及び訓練 (未就学児週1回、小学生月2回) 個別療育 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による個別訓練 (不定期) 相談事業 医師、臨床発達心理士、保育士による診察、指導・助言等支援 (不定期) ②保育士等による一時預かり事業を実施。 【すこやか交流プラザ】毎週火曜日の午後、毎月第1・3土曜日、第4日曜日、長期休暇中の火・金曜日の午前・午後 【小中学校】平日の月～金曜日の学校終業時から17時	①心身の発達に心配がある乳幼児・児童の身体機能、社会適応性の向上等の発達支援 ②障がいのある乳幼児・児童への活動場所の提供と保護者の一時的休養の確保

事業環境	筑紫地区等近隣自治体との比較(実施状況、サービス水準の平均値、本市の順位など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 同程度 <input type="checkbox"/> 低い	春日市 障がい児通園事業実施
他課等の関連事業	課名		
	事業名		

視点別評価	評価項目	1次		2次	
		選択理由、特記事項等	選択理由、特記事項等	選択理由、特記事項等	選択理由、特記事項等
市関与の妥当性	①市民等のニーズ	3	心身の発達に心配がある児童等の発達支援、生活支援等は市の責務であると考える。	3	1次診断のとおりである。
	②法的な義務性	2			
	③代替性	3			
	合計(9点中)	8			
手段・内容の適切さ	①担い手の妥当性	3	専門士による指導及び訓練(療育事業)、障がいのある児童等への活動場所の提供と保護者の一時的休養を目的とした一時預かり事業(タイムケア事業)ともに適切と考える。	3	1次診断のとおりである。
	②受益者負担	1			
	③効率性	2			
	合計(9点中)	6			
有効性	①目的の達成状況	3	(療育事業)市民の期待は大きく、利用者は近年大幅に増加しており、有効な事業と考える。また、平成20年4月から臨床発達心理士を配置し、保護者の相談に常時対応できる体制としている。(タイムケア事業)平成19年7月に小中学校における事業を開始し、利用範囲が拡大している。	3	登録者数は、2事業で220名程度で、利用者数が固定化されているようだが、回数増の要求は高いことから、受益者負担を適正化して拡大することが望まれる。
	②成果の状況	2			
	③上位施策への貢献度	3			
	合計(9点中)	8			

診断結果	担当課長所見
<input type="checkbox"/> 拡大・重点化する <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続する <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続する <input type="checkbox"/> 統合する(検討も含む) <input type="checkbox"/> 縮小する(検討も含む) <input type="checkbox"/> 廃止・休止する <input type="checkbox"/> 終了 改善点及び改善を実現するための条件	①心身の発育や発達に不安を抱える子については、近年増加傾向にある。対象児や保護者にとってよりよい支援が行われるよう更なる充実に努めてまいりたい。そのため、平成21年度の委託事業者選定にあたっては、特命随意契約ではなく公募によるプロポーザル方式を検討する。 ②タイムケア事業については、小中学校における事業を開始し利用者が増加している。今後とも、事業内容等について保護者等の意見を聞きながら進めていきたい。

診断結果	診断理由等	事業費	人員
<input type="checkbox"/> 拡大・重点化する <input type="checkbox"/> 現状のまま継続する <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続する <input type="checkbox"/> 統合する(検討も含む) <input type="checkbox"/> 縮小する(検討も含む) <input type="checkbox"/> 廃止・休止する <input type="checkbox"/> 終了	H21より所管課が2課となり、2事業となることから、療育事業は時期業者選定までの期間(H21～23)に、より競争性が確保できる契約手法を検討する必要がある。 タイムケア事業は、現在の特命随意契約から事業方法の変更を検討し、利用者のニーズに対して、弾力的な制度にする必要がある。 現状維持の場合は、母親が病気で寝込んだりした場合の急な預かりができる体制を整備する必要がある。	<input type="checkbox"/> 増加 <input checked="" type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 削減 <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> なし